

蛇崎村庄屋文書

続「村差出明細帳」について (五)

橋 本 和 雄

(会員・佐伯市蟹田)

② 家・人口等生活関係の変化

享保五年(一七二〇)、蛇崎村の田畑総面積は十三町九反一畝十五歩であった。その年から一二年経過した天保三年(一八三二)の田畑総面積は十八町四反七畝三歩と、享保五年当時より三町五反五畝十八歩ふえたことは〔資料2〕及び〔資料3〕で見たとおりである。耕地面積の増大は当然人口増加をはじめとした生活上の変化が考えられる。そうした状況をまとめたのが〔資料4〕である。

家数を見ると享保五年の十七軒は文化二年三三軒、天保三年は四二軒と大きな増大を見せている。人口も九六人から天保三年には二二〇人と約二三〇%の伸びを見せ

ている。一二年という年月の経過は蛇崎村に享保五年当時の人口を約二三〇%上廻る結果を示すところとなった。しかし田畑の増加状況はこの人口の大幅な増とは対照的に低い伸びにとどまっている。すなわち面積で三町五反五畝十八歩増で享保五年当時より約二六%ふえたに過ぎない。収穫高にいたっては二五石七斗三升ふえただけであったから一九・三%増である。

この数値からいくと、享保五年当時一戸あたり平均耕地面が約八反あったものが、天保三年にいたると、それが一戸あたり平均約四反一畝強と、大幅なダウンを示していることになるのである。

この人口が大幅にふえた割に耕地の増大は低く、一戸当たり平均耕地面積が低くなった点に、享保五年より一

(資料4) 家・人口・高札・牛馬等生活関係年次別比較

年次 項目	享保5 (1720)年	文化2 (1819)年	天保3 (1832)年
家数	17軒	32軒	42軒
人数	96人 男 48人 女 48人	「年々増減有」	但無高無御座候 220人 男 111人 女 109人
高札	(4枚) き里した人 忠孝 毒葉 捨馬	(4枚) 切支丹 忠孝 毒葉 何事によらず	(9枚) 浪博人 切支丹 忠孝 毒葉 何事によらず 強無僧 唐物抜荷
牛馬	牛 15匹 馬 4匹	牛 年々減有 馬 2匹	牛 35匹
船	9隻	10隻	記載なし
網	打網 2帖	記載なし	当村江〔走網打網無御座候〕
作間の 稼のぎ	筵・いわしこもつくり	筵・いわしこもつくり	筵・いわしこもつくり

(各「明細帳」より作成)

二年経過した天保三年を比較した際の変化の第一として上げることが出来る。田畑所有状況については年貢割付状等の検討を必要とするが、それは現在のところ手許にはない。しかし資料にも見られるように「但無高無御座候」と記されていることから、広狭の差はあったにしても、四二軒のそれぞれの家が耕地を持っていたことは明らかである。こうした状況になっていることを知ると、おのずと蛇崎村の生活水準は、享保五年当時より天保三年頃の方が、低下した人々が多く出たであろうと考えられてくるのである。享保五年の村明細帳を紹介した中で蛇崎村は田畑中心の農村として見てきた。

農村の中で生きていくには、土地が最大のよりどころであることは、ことあらためて述べる必要はない。これが漁村や山村であれば、田畑以外の生活基盤を求めることができるから、人口増が大幅増に見られ、その割には田畑がふえなかつたとしても、それは驚くに値しない。

(註1)

しかし蛇崎村の場合は漁村や山村ではないのである。にもかかわらず、このように人口の大幅な増加、そしてその人口増の割合をはるかに下廻る耕地の増が見られる

に過ぎないのだ。蛇崎村がこの人口増の中で、副業的なものが盛んになったのであればまた別であるが、「明細帳」はその逆のことを示していると考えざるを得ない。

〔資料 5〕

- 當村江桑木無御座候
- 當村江柿木八拾壹本
- 當村江栗木七拾九本
- 當村江株呂木三拾本
- 當村江楮木無御座候
- 當村江漆櫨無御座候
- 紅花植付無御座候
- 當村江打網無御座候
- 當村江走網無御座候
- 當村江小物成無御座候
- 當村江橋無御座候
- 當村江牛三拾五匹御座候
- 當村江家大工無御座候
- 當村江船大工壹人無御座候
- 當村江木挽壹人御座候

— 當村江桶屋壹人御座候

— 當村江鍛冶屋無御座候

— 古来より御年貢田畑同免ニ而不残納米ニ而仕来候

— 中略 —

— 當村江切支丹類族無御座候

— 當村江醫師無御座候

— 當村江市場無御座候

— 當村江浪人無御座候

— 當村江社人無御座候

— 當村江山伏無御座候

— 當村百姓共作間之稼立莚鯛ニモ仕候

— 當村江鉄砲無御座候

— 中略 —

— 當村江酒屋無御座候

— 當村江店商売仕候者無御座候

先に見た資料4、そしてこの資料5からこの点を見ていくことにする。これを見ると船上網関係の消えていることが分る。網関係については「無御座候」と明らかに打網・走網も無くなっていることを示している。船につ

いての有無の記述は見られない。だから船も無くなったのだと速断はし難い。藩の指示があつて書かないようになつたのかも知れないと考えることも出来る。なぜなら『佐伯史談』一三四号三一頁で紹介した蛇崎庄屋文書「奉願口上書」の中で船に関する記述が二軒見られるからである。したがつて船は全く無くなつてしまつたと考えるのはさし控えておくことにしたい。

その他を見ていくといわゆる四木三草（桑・楮・漆・茶、麻・藍・紅花）の栽培などは行われておらず、農業以外の職業を持つ人としては木挽職・桶屋職各一人ずつが記されているだけで、他は全く見ることが出来ない状態である。

この資料からうかがう限り、人々の生活を支えるに足る副業的な役割を果たすものは見出し難い。天保三年牛三十五匹所有にしても、これは四二軒でのことである。だから享保五年家数一七軒で牛十五匹、馬四匹所有と比べた時、多いとはいえない。

このように見てくると享保五年から一二年経過した天保三年次の蛇崎村は、人口の増大は倍以上であつたにもかかわらず、耕地並びに収穫高の伸びは僅かであつた

ことから、生活水準は享保五年当時より低下したといわざるを得なくなってくる。はたしてそうなのであろうか。そのことを明らかにする確かな資料は残念ながら現在まで見出し得ない。

資料は無いのであるが、蛇崎村が享保五年から天保三年の一二年を経過した段階で、享保五年当時よりかなりの生活水準の低下——生活苦の中で日々を送る状態になつたとは考え難いのである。その理由としては『佐伯史談』一三四号でも紹介したように、蛇崎村の人たちが「清正公詣」・「伊勢参宮」・「金毘羅詣」へとかなり的人数がかけられていることは、とりもなおさずそれなりのたくわえがあつたからだと考えられるからである。耕地面積の所有状況に落差が生じていたことは推測されるし、貧富の差の拡大も見られたであろうけれど、「村明細帳」から推断される程の生活水準の低下は無かつたと思われる。いやむしろ享保五年当時僅か一七軒で九六人の人たちが住む閑村から、一二年経過した天保三年の時点では、家数四二軒、人口二二〇人を維持していくだけの社会的基盤を持つ、成長した農村の姿があつたと考えられるのである。というのは、後出の〔資料6〕で見

るところであるが、免高の負担率がそれ程重いものではなく（いわゆる「六公四民」ではない）災害を受けずに収穫が順調に行われれば、ある程度のゆとりが生じると考えられること。藩への上納銀として蛇崎村は、銀二三一匁二分を負担しているのであるが、これだけの銀を納めるためには、貢組を納めた後の主食の販売や、畑作物の販売も見られたであろう。またさまざまな形で汗水を流すことをいとわず、現金収入の道を探し出し、朝早くから夜遅くまでそうした仕事に励んだものと思われる。城下に近いことから農閑期等を含め、城下へ出かけているような仕事に従事する人もいたであろうし、海岸に近いことから、運送の仕事にたずさわる人もいたと思われるからである。しかし、これは推論に近いものであり、確かな資料で裏付けることが出来ないため、わたしにとって今後の大きな課題の一つと云わざるを得ない。

享保五年当時から変化したものの中に、高札四枚であったものが、天保三年は九枚となっていることもあげられる。社会変化に伴い四枚では済まされなくなったからであろうけれど、この九枚の中に強訴の高札が見られるのは、文化年間佐伯藩に起きた一揆の影響からきたもの

と考えられる。

高札のふえたことと同じく資料5に見られるように、享保五年の明細帳では書かれていなかった「医師・浪人・社人・山伏」等の居住の有無を記している。これ等が書かれるようになった時代的背景があったことは充分察せられるが、この検討についてはさし控えておきたい。

「村明細帳」という限られた資料の中ではあるけれど、享保五年から天保三年という一二年の時の流れは、封建社会という停滞性の強い時代の中で、蛇崎村に確かに変化がもたらされていることを明らかにしてきた。しかし、その変化は現代のような急激な変化とは比較にならない程、極めてゆるやかなスピードのものであったことも確かである。

「明細帳」の検討の最後として、天保三年村明細帳だけに記されていた年貢関係のことを記して最後のしめくりとしたい。

〔注1〕大分県史、近世篇1、二三三―二三四頁、因尾村の無高農民、零細農民の存在と、その人達が製紙業に従事することによって生活ができていたことを記述。

〔資料 6〕

一 去卯年御年貢并諸出銀米当村江当り米百姓共へ

割賦高左之通尤年々増減御座候

一 毛付高八拾壹石九斗三升八合三夕四才 蛇崎 本田畑

納米 貳拾七石四升壹合 高免三つ三分

口米 五斗四升壹合 高壹石ニ付貳升づつ

納米合貳拾七石五斗八升貳合

外ニ

三升七合 惣庄屋給米

壹石七斗 庄屋給米

壹石貳斗 筆紙墨書物代共ニ

五斗 町宿給

五斗 村方入用

貳斗五升 虫祈禱入用

ノ

惣米合三拾壹石七斗六升九合平均免三つ八分七厘

余りに当り

一 毛付高 七拾六石九斗八升貳合三夕六才 新田畑

納米 貳拾四石貳斗四升九合 高免三つ壹分五厘

口米 四斗八升五合 壹石ニ付貳升づつ

納米合貳拾四石七斗三升四合

平均免三つ貳分壹厘当り

一 銀貳百三拾壹匁貳分

内

銀三拾八匁七分 諸切錢

銀七匁五分 人足給

銀貳拾五匁 御手廻り人足給米

銀百六拾目 御家中御割賦小人給

ノ

③ 年貢並びに諸負担銀（出銀）について

〔資料6〕は卯年の年貢及び諸負担を示すものである。

「去卯年」は天保三年より一年前天保二年（一八三二）

の辛卯を指すものである。この年に本田畑から藩へ納

めた年貢高は、口米共に二七石五斗八升二合であった。

これ以外に惣庄屋給米・庄屋給米・筆墨紙などの事務

費・町宿給・村方入用費・虫祈禱入用費も負担し計三一

石七斗六升九合を納めている。これは率でいくと平均三

割八分七厘余りになるといふ。新田畑からは年貢と口米

だけを出すだけで藩へ納めた量は二四石七斗三升四合で

ある。これは平均三割二分一厘に当る。資料5に見られるように「田畑同免ニ而不残納米ニ而仕来候」であるから、畑の場合も米に換算し納めている。これ等の年貢は定免制であったから（『大分史』近世篇1佐伯藩一三二一—一三三頁参照）当時の農作技術の進歩の中で収穫の増大を少しづつではあるにしても実現していったであろうから、年貢を納めた後に手許に残る量も幾らかはふえていったと考えられる。（ここに享保五年当時より生活水準の低下は天保三年時点で見られたとはいえないより所の一つがある。）

この年貢もさることながら、出銀も蛇崎村の人たちの頭を悩ませたことと思われる。出銀二三一匁二分は四二軒で単純に割って平均を出せば、一軒あたり五匁五分の負担となる。五匁五分が当時の貨幣価値として、どの程度の重みを持つものかは一概に云えないが、いちおう米価と換算という形で出していくと次のようになる。『読史備要』（東京帝国大学史料編纂所編・内外書籍株式会社刊）七七三頁の金銀米銭相場一覧（年次により米価が異り、また文政八年までしか記されていないのどこを基準にとるか迷うところであるが）文政七年（一八二四）

広島米一石 \parallel 五四匁五分をもとにすると、五匁五分は約米一斗に近いことになる。ことばを換えて表現すれば、蛇崎村の人々たちは、年貢以外に更に米を四石二斗四升強の量を納めなければならなかったのである。ここで考慮に入れなければならないことは、佐伯において米四石二斗四升を販売すれば、銀二三匁強を入手出来たかどうかということである。現実はずっと厳しかったことが想像され、蛇崎村の人たちが現金入手のため、昼夜を分ける暇もないくらい、さまざまな努力を積み重ねていった姿がしのばれてならない。これら出銀の中で最大のものは、御家中御割賦小人給（「ごかちゅうごわっぶこひときゅう」と読むのが良いと思うのだが……）で、一六〇匁と全体の約七割近くを占めている。これは上級藩士（給人）に仕えて下働きをする小人（こひと） \parallel （御家中割賦人）の費用を農民が持高にに応じて負担したもので、村ごと何人分といったぐあいに割りあてられていた。（注1）。次に多いのが諸切銭（しょきりぜに）の三八匁七分である。切銭（きりぜに）というのは夫役（ぶやく）の代銀を意味するから、いくつかの夫役を務めない代りに出したものが、この諸切銭であろう。この時代数

多くの夫役があったが、城下や他村への走り使いといった夫役などは日常果たせなかったから、そうしたものの負担と考えられる。御手廻り人足給は藩の諸事業（土木建築等）を行うために要する費用にあてるものである。人足給七匁五分とあるが、何の人足給なのか残念ながら分らない。以上のような諸負担に加えて諸運上の負担もあったから現在とは比較にならない厳しい生活を強いられていたことは述べるまでもない。そうした中で僅かずつではあるが生活の向上を求め、根強く生きていくとする人間の努力が、生活面である程度の前進を見せていった。それが享保五年から一二年経過した天保三年次における蛇崎村の姿だと思うのである。

（注1 大分県史近世篇一三八頁「安永九年（一七八〇）は因尾村に小人が七人割りあてられている。」）

おわりにあたって

今回を含め四回に分けて蛇崎庄屋文書の紹介を続けた。蛇崎庄屋文書はこれだけではなく、まだ多くの書付類が残されている。それ等には興味のひかれる内容がいくつも記されている。しかしそれら等資料を年代的

に確定したり、系統づけたりといった作業をしていないことから、全体的にまとめることは現時点では困難である。これ等断片的資料を検討し、整理をすすめていくにはかなりの時間を要することが明らかのため、わたしとしても一応今回は、蛇崎庄屋文書の紹介を終わることにした。いずれ他日を期して取り組みをすすめていくつもりである。

この五回にわたり紹介してきた蛇崎庄屋文書の内容に関する考察等誤りも多かったことと思われる。そうした点については、先学の方々からの叱声、御教示の程を心から御願ひして結びとしたい。

（おわり）

